

令和３年 第３回水巻町議会 定例会 会議録

令和３年第３回水巻町議会定例会第４回継続会は、令和３年６月１８日１０時００分、水巻町議会議事堂に招集された。

１．出席議員は次のとおり

１番 白石雄二

８番 船津 宰

２番 廣瀬 猛

９番 高橋 恵司

３番 津田 敏文

１０番 入江 弘

４番 大貝 信昭

１１番 住吉 浩徳

５番 岡田 選子

１２番 松野 俊子

６番 中山 恵

１３番 久保田 賢治

７番 古賀 信行

１４番 水ノ江 晴敏

２．欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産業環境課長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住宅政策課長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英次郎	学校教育課長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生涯学習課長	高 祖 睦
地域づくり課長	土 岐 和 弘	図書館・歴史資料館館長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 3 年 6 月 定例会 (第 3 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

令和 3 年 6 月 18 日

水 巻 町 議 会

令和 3 年 第 3 回水巻町議会定例会第 4 回継続会 会議録

令和 3 年 6 月 18 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 3 年第 3 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

6 月 15 日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第 10 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 11 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 12 号 水巻町税条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 13 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

6 月 14 日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 15 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 16 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 発議第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、発議第 1 号 水巻町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。はい、入江議員。

議会運営委員長（入江 弘）

発議第 1 号 水巻町議会会議規則の一部改正について、提案理由を説明いたします。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。発議第 1 号 水巻町議会会議規則の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 10 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 10 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 11 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 11 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 12 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 12 号 水巻町税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 13 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 13 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 15 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託していましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

これに該当する施設は水巻にないちゅう答弁でしたけど、まあ将来的にですね、これは東京の狛江市なんかが実施したところなんですけど、保育所が足りない場合ですね、保育士の免許を持った人とか、学校の先生の免許を持った人にですね、家庭に子供を一時期預ける政策をとったことがあるんです。

そういう点でですね、まあ今後、まあ現在は待機児童ってあんまりないと思いますけど、一時的にですね、まあ新しいですね、人口が、新しい人がいっぱい、頃末やら鹿児島本線の南側に移り住んで来とるわけです。もし足りない場合はですね、一時的にこういうですね、幼児を

受け入れる施策をとれば、新たに設備をですね、公費を投じて建設する必要がないと思うから、まあこういう点も今後、行政運営の一つとして考慮、頭に入れていただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 15 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 16 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題いたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 16 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 意見書第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、意見書第 4 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書についてを議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。意見書第 4 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書について。

地方自治法 第 99 条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、久保田議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。意見書第 4 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書につきまして、本意見書には、デジタル化におけます基本に関わる問題が含まれておりますので、3 点を指摘いたしまして、反対の立場から討論を行います。

まず、1 点目に ICT 活用は、教員の自主性、自律性を前提として、行政研修の全体の削減を前提とすることが重要だと考えております。

我が党は、ICT を子供の教育に役立つように使うという立場です。ICT を使えば、いい授業になる訳ではありません。子供同士や、子供たちと教員との生きたやり取りや、教員自身の深い教材研究でこそ授業の質が深まるのであり、ICT はその補助であると考えます。どう使うかは個々の教員に委ねられなければなりません。

教員の自主性、自律性を前提として、ICT のメリット・デメリットなどを学べる研修が、他の研修を減らすなどをして、必要だと考えます。しかし、教員の多忙化とその軽減が問題になる中、現状は ICT 導入が負担増になることが懸念されています。タブレットの使用が自己目的化して、一律の使用方法などを徹底するための研修だけでは、本末転倒だと考えておりま

す。

2点目は、デジタル教科書の導入についてですが、特に慎重に検討することが重要だと考えております。

多くの専門家がICTによる子どもの健康被害を指摘しております。子供の近視がスマホの普及とともに進行して、ネット依存症や脳への悪影響も指摘されています。海外では教科書を紙に戻すというケースも出ています。健康被害と、紙の教科書に比べての教育効果の両面から慎重に検討すべきだと考えます。

3点目に、子供の個人情報の保護の立場と、個人認証システムの互換性の確保の問題です。

子供がタブレットを使えば、練習問題の結果、日々の生活などが、全て学習ログとしてクラウド上に蓄積されてしまいます。保護されるべき個人情報が教育産業に流出することを防ぐ有効な手立てをとる必要がある。

このように危険性も含む、今回の公明党提案の意見書第4号には、以上の討論をもちまして反対といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第4号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい結構です。賛成多数と認めます。よって意見書第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11 意見書第5号

議 長（白石雄二）

日程第11、意見書第5号 75歳以上の後期高齢者医療費の自己負担を2割に引き上げないことを求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

意見書第5号 75歳以上の後期高齢者医療費の自己負担を2割に引き上げないことを求める意見書につきまして、提案説明させていただきますが、この意見書を作成いたしました6月4日の時点では、新型コロナの感染状況や東京五輪・パラリンピックの開催などの問題等、国会の役割ってというのが山積しておりまして、国会延長というのもまだ未定の段階でしたが、与党が野党のこの会期延長を拒否いたしまして、既に国会は16日に閉会してしまいました。高齢者医療費の自己負担を2割にするというこの法律も既に衆参で可決されておりまして、決まった法律となっております。が、しかしですね、この医療費自己負担2倍化のこの法律実施はです

ね、来年の10月以降となっております。それでその前にはですね、総選挙もありますし、結果次第ではこの法律の実施を止めるという可能性も出てきますので、今以上ですね、高齢者の負担を増やすのではなく、年をとっても安心して、高齢者の皆さん、医療にかかれるように、医療に手厚い政治を求めるためにもこの意見書を提案して提出したいと考えております。

御賛同をお願いいたします。

提出先は——。ああ、ここか。ごめんなさい。内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対して意見書を提出いたします。

賛同議員は中山恵議員です。

失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

本当はこの高齢者のですね、自己負担率が上がらないのがいいんですけど。先日マスコミに、新聞に報道されていましたが、後期高齢者のですね、医療費の約9割を現役世代が負担しているってことを報道されてました。

そしてやっぱりですね、だから、大企業なんかが持っているですね、健康保険組合がですね、もう四苦八苦の経営状態なんです。で、本来ならば私たちが払った所得税、国税がですね、この分に回されればいいんですけど、それはなかなか実現しないからですね、こういうしわ寄せが国民に回ってきてると思うんです。

だからですね、やっぱりこの医療制度を維持するには、やっぱりこれをある程度、高所得者はですね、そういう、上げざるを得ないんじゃないかと思うんです。

まあ以上をもってこの意見書には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第5号 75歳以上の後期高齢者医療費の自己負担を2割に引き上げないことを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第5号は否決いたしました。

日程第12 意見書第6号

議長（白石雄二）

日程第12、意見書第6号 公的年金の毎月支給を求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山恵です。意見書第6号 公的年金の毎月支給を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、岡田議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

7番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

まあ毎月、本当は支給されたらいいかもしれませんが、そういう公務員の仕事量の減少からすればですね、やっぱり現状のままでいいんじゃないかと思うんです。

よく共産党の議員は「公務員は忙しい、忙しい」言われますけど、要するにこのことも仕事量が増える原因になるわけです。でですね、そういう、国も地方自治体もそうですけど、将来的には職員の減少をすべきだと私は思っているわけです。

そういう点でですね、この意見書には反対いたします。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。岡田議員。

5番（岡田選子）

賛成の立場から討論いたします。

やはりですね、国民が自ら払ってきている年金についてですね。まあお給料も毎月、2 か月に1 回っていうことはないわけですから、お給料も毎月払い。月に1 回で計算して私たちは社会人になってからですね、それで生計を立てていくということが、もう一般的な常識になってます。

そういう中で年金だけが2 か月に1 回だということに対して、やはりそれは手数料の問題等を理由にしているようですけども、やはり国民の暮らし、生活を一番に考えたならばですね、やはり1 か月1 か月できちっと支払うのが当然ですよ。年金も毎月毎月きちっと皆さん支払った末に今、年金支給がされているわけですから。

そういうふうな生活の観点から考えてもですね、ひと月ずつ支給していただくのが当然ではないかというふうに考えておりますので、この意見書には賛成いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第6号 公的年金の毎月支給を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第6号は否決いたしました。

日程第13 決議第1号

議 長（白石雄二）

日程第13、決議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議についてを、議題といたします。議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。はい、入江議員。

10 番（入江 弘）

決議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について、提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の医療体制は各地で逼迫しており、医療従事者は自らの危険を顧みず献身的な努力を続けています。

よって、新型コロナウイルスの感染症対策に携わっている全ての人々に対し、本町議会において、敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開することを決議するものです。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。決議第 1 号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、決議第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 14 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 14、委員会報告について。去る 3 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長に報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、入江議員。

議会運営委員長（入江 弘）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 15 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 15、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

日程第 16 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 16、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 3 年第 3 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 38 分 閉会